

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【1. トレーニング指導委託事業】

■方向性の示唆

| 内訳 | | | |
|----|----|----|----|
| 拡充 | 改善 | 縮小 | 廃止 |
| 0 | 8 | 1 | 1 |

| | |
|---------|--|
| 改善提案の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ▶幅広い年齢を対象としているが、ターゲットを明確にすべき。 ▶定点観測(年齢・男女・団体等の利用状況と成果)を行い、その結果を事業内容や指標に活用すること。 ▶市としてどういう状況にもっていくことを目指すのか明確にすべき。 特に、事業の貢献度を測ることができれば、焦点が明確になり、改善の手法等の理解も進む。 ▶市民に対し、さまざまな健康プログラムの選び方を分かりやすく示す必要がある。 |
|---------|--|

| | |
|---------------------------|---|
| 改善提案に対する市の考え (大きな改善方針) | <ul style="list-style-type: none"> ▶市民のライフスタイルや年代に合わせた様々な健康づくり事業を展開しており、トレーニング室における指導については、健康づくりに取り組む場を提供し、幅広い年代層を対象とした事業として実施しているものである。そして、運動を通じた健康づくりに取り組む多くの市民の拡大を図ることを目的としている。 ▶市が主催する健康づくり事業参加者については、すでに体重や体脂肪率の推移、体力測定結果等によって定点観測を行っている。 一般利用者については、不特定多数の人が利用しており、事業効果の定点観測は難しい。このため、まずは一般利用者の年代と性別、利用時間など、どのような年齢層が利用しているか等を把握する方法を検討する。 ▶健康増進計画「健康いとしま21」に、基本方針(目標)として、「健康寿命を延ばし、いきいき元気な健康市民を増やす」ことを目指している。これを達成するために6つの基本施策を定めている。この中の施策「健康づくりの拠点施設を有効活用する」、「市民参加型の健康づくり事業を推進する」を具体的に推進していくための事業の一つとして位置づけている。 ▶市が実施している食生活改善、運動習慣化等を目的とした健康づくり事業について、市民に分かりやすい形で情報伝達できる方法を検討する。(体系化・図式化したものを広報・健康情報誌・ホームページ等に掲載するなど) |
|---------------------------|---|

| | 対応期限 (いつまでに) | 対応内容 (どうするのか) |
|--------------|-----------------|--|
| 具体的な 対応方針 | 平成26年3月 | ▶一般利用者の年代、性別、利用時間帯等の利用状況を把握する。 |
| | 平成26年4月 | <ul style="list-style-type: none"> ▶市民への健康づくり事業の情報提供方法の検討を行い、市民ニーズに応じた体系の情報提供を新たに実施する。 ▶トレーニング室利用に関する広報、ホームページ、健康情報誌等掲載を行い、市民への健康づくり事業の周知・啓発を図る。 |

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【2. 社会福祉協議会運営補助金】

■方向性の示唆

| 内訳 | | | |
|----|----|----|----|
| 拡充 | 改善 | 縮小 | 廃止 |
| 1 | 8 | 0 | 1 |

| | |
|---------|--|
| 改善提案の概要 | <p>➢社協の存在意義は大きい。ただ、市が社協を統制できず、事業が膨張している部分があるのではないかと。糸島市として、福祉事業のあり方について主体性を発揮すべき。</p> <p>➢個別の事業を見直し、優先順位や強弱(スクラップ&ビルド、サンセット、単価、方法など)をつける。</p> <p>➢社協は、地域の支えになっている。事業も充実しているが、団体補助から事業に伴う補助への移行を検討すべき。地域福祉事業については、事業評価に、客観的な外部評価を入れてはどうか。</p> <p>➢募金がどのように生かされているか、市民に対して説明が必要。やっていることに誤解を受けないようにしたい。事業の整理をすべきという視点から、内容の理解を進めて改善を図ること。</p> <p>➢規則で社協に事業を任せることになっているが、上位の条例との整合性が図られるよう再度検討すべき。</p> |
|---------|--|

| | |
|-----------------------|---|
| 改善提案に対する市の考え(大きな改善方針) | <p>➢今年度策定予定の「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の中で、それぞれの役割を明確にし、市民・地域・社協・行政が連携して取組を進めていく。</p> <p>➢社協は、公益を目的とした民間の非営利組織であり、市民に最も身近な地域で、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいるが、本来、社協として取り組むべき事業について、整理見直しを行うよう協議を進める。</p> <p>➢運営補助から事業補助への移行について、社協と協議を進める。</p> <p>➢共同募金については、現在、チラシ及び社協広報誌「みんなのふくし」に掲載し、全戸配布を行い、周知に取り組んでいる。よりいっそうご理解いただくために、今後も、引き続き周知に努める。</p> <p>➢「糸島市社会福祉法人の助成に関する条例」は、社会福祉法に基づき、助成手続きを定めるために制定している。現在、助成の対象として適当であるのは、社協だけであると考え、施行規則を制定しているが、今後、他市等調査し検討する。</p> |
|-----------------------|---|

| 具体的な対応方針 | 対応期限(いつまでに) | 対応内容(どうするのか) |
|----------|-------------|--------------------------------|
| | 平成25年度 | ➢運営補助から事業補助への移行について、社協と協議を進める。 |

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【3. ボランティア派遣事業】

■方向性の示唆

| 内訳 | | | |
|----|----|----|----|
| 拡充 | 改善 | 縮小 | 廃止 |
| 1 | 6 | 2 | 1 |

| | |
|---------|---|
| 改善提案の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ➢この事業の焦点を明確にする必要がある。(誰が、誰に、何のためにする事業なのか) ➢学校に対するアプローチならば、生涯学習課が行うより、学校教育が行うべき事業。 ➢学校が、どのように向き合っているのか確認。また、マッチングが目的ならボランティアセンターが行うべきであり、ボランティアセンターとの一本化を図るべき。 ➢市の関わり方と企画を点検すること。組み合わせの絵を描いてほしい(何の目的で、誰に、どのように、何をしたいのか)。 ➢運営事務局の活性化を図る。糸島市の立ち位置を明確にする。長年事業を継続しているため、事業を振り返り、改善すること。 |
|---------|---|

| | |
|---------------------------|---|
| 改善提案に対する市の考え (大きな改善方針) | <ul style="list-style-type: none"> ➢ボランティアを申し込む市民と、ボランティアとして派遣される市民の双方の学習活動の支援に重点を置いた、生涯学習施策の重要な取組の一つであり、今後も、事業の充実を図っていききたい。そのために、関係機関・団体などの意見を参考にしながら、事業の改善策を検討する。 ➢小中学校への派遣は、ボランティアから地域の子どもたちへの地域文化伝承を目的に事業を展開しているが、今後、学校等へアンケート調査を行い、事業運営の改善を検討・実施する。 ➢NPOボランティアセンターとの一元化に向けては、地域振興課と協議を行う。 |
|---------------------------|---|

| | 対応期限 (いつまでに) | 対応内容 (どうするのか) |
|--------------|-----------------|---|
| 具体的な 対応方針 | 平成25年12月 | ➢小中学校等へアンケート調査を実施して、事業の運営等について改善策を検討・実施する。 |
| | 平成26年3月 | ➢NPO・ボランティアセンター事業とボランティア派遣事業の一元化について、生涯学習課と地域振興課で協議を行い、今後の方向性を検討する。 |

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【4. 市民モニター事業】

■方向性の示唆

| 内訳 | | | |
|----|----|----|----|
| 拡充 | 改善 | 縮小 | 廃止 |
| 1 | 7 | 0 | 2 |

| | |
|---------|---|
| 改善提案の概要 | <p>➢そもそも、結果を誰がどう使うのか。組織の中の所管の問題があるが、広報でやるのであれば、使い方のストーリーを描く必要がある。</p> <p>➢何を目的に、結果をどう活用したいのか。設問数、聞く相手、サンプル数など、モニター自体の制度設計をやり直して整理すべき。</p> <p>➢PDCA事業評価ならサンプル数でなく、知識・経験者や専門家等に聞くべき。サイレントマジョリティの声を聞くなら、このようなやり方もある。</p> <p>➢ただし、公聴だけでなく、広報という視点を生かし、報告会や懇談を行うなど、このモニター制度を活用してほしい。</p> <p>➢また、アンケート結果をどう活用するのかについては、他団体の取組も参考にしてほしい。目標や成果指標の設定に工夫が必要だが、3年目の事業なので、改善のいいタイミング。</p> |
|---------|---|

| | |
|---------------------------|---|
| 改善提案に対する市の考え (大きな改善方針) | <p>➢統計調査としてはサンプル数が200と少なく、調査目的なのか、市民参画型なのかを整理するべきであるという指摘であった。しかし、100人規模のモニターアンケート事例は他団体でも多く見られることから、あらためて他団体の事例を調査するとともに、現行制度の評価を行ったうえで制度設計を改善する必要がある。</p> <p>➢基本的には、広報所管であれば、市民の市政参画の要素を取り入れ、施策や事業のあり方について意見や提案等を聴取し、市政への反映を図るべきと考える。今後、事業の目的と成果指標を整理した上で、モニターの選定方法及び人数、意見の聴取方法や対象事業の選定方法、意見提案の市政へのフィードバック方法などを検討し、モニター制度を再構築する。</p> <p>➢現行の手法は、この結果を指標とする事業もあることなどから、事業目的等を再整理する過程で段階的に改善を図ることとし、まず、各課における調査結果の事業への反映の把握と、市民への周知方法は改善に向けて着手していきたい。</p> |
|---------------------------|---|

| 具体的な対応方針 | 対応期限 (いつまでに) | 対応内容 (どうするのか) |
|----------|---|--|
| | 平成25年度 | <p>【調査結果等の周知の改善】</p> <p>①各課における調査結果の事業への反映を把握するとともに、市民への周知を図る。</p> <p>②概略版の作成など、①も含め調査結果を分かりやすくし、周知に努める。</p> |
| 平成26年度 | <p>【市民モニターの制度設計の再検討】</p> <p>①意見の聴取方法 ②モニターの対象となる事業の選定の仕方③効果の評価方法 ④意見提案の市政へのフィードバック方法 ⑤モニターの人数及び選定方法など</p> | |

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【5. 経営革新事業者補助事業】

■方向性の示唆

| 内訳 | | | |
|----|----|----|----|
| 拡充 | 改善 | 縮小 | 廃止 |
| 1 | 5 | 1 | 3 |

| | |
|---------|---|
| 改善提案の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ▶補助金の趣旨は理解するが、補助金採択のハードルの高低(採択要件)に改善の余地がある。善意の第三者に対し、税金を使うことを理解・納得させる工夫が必要。 ▶補助金受領者の報告会の開催等を検討してほしい。 |
|---------|---|

| | |
|---------------------------|---|
| 改善提案に対する市の考え (大きな改善方針) | <ul style="list-style-type: none"> ▶H26年度までの5年間で第一段階とし、がんばる中小企業者を増やし、事業者の意識向上や改革を促すことを目的として、制度を設計している。 ▶H27年度からの5年間で第二段階として、いっそうの収益向上や経営の安定化を図るための経営改善を目的として、制度の変更を行う。 ▶制度の変更に合わせ、報告会の実施についても検討する。 |
|---------------------------|---|

| | 対応期限 (いつまでに) | 対応内容 (どうするのか) |
|----------|-----------------|---|
| 具体的な対応方針 | 平成25年度 | ▶対応可能な事業者を集め、発表・報告する機会を、商工会スタジアムで実施できないかどうか、事業者と商工会と協議・調整を実施する。 |
| | 平成27年度 | ▶事業者の経営改善を図るため、補助率や上限額、申請回数等について、より効果的な事業に繋がるような制度の変更を行う。 |

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【6. 人権・同和教育一般管理経費】

■方向性の示唆

| 内訳 | | | |
|----|----|----|----|
| 拡充 | 改善 | 縮小 | 廃止 |
| 0 | 4 | 6 | 0 |

| | |
|---------|---|
| 改善提案の概要 | <p>➢事業は必要。しかし、事業の成果指標が、参加する行政区の数になっている。そもそも、市民意識の経年の変化を見て、これをもとに、事業設計を行い、成果指標に活用すべき。</p> <p>➢支部補助金については、ニーズで補助するものではなく、問題を解決するために補助するもの。行政の立ち位置を明確にすること。</p> <p>➢反復継続が必要な取組の中で、その時々で市民が興味を持つ取組を実施するための方策を検討すべき。新しい参加者を増やすことで、効果が出てくるのでは。特に、地域や団体任せにすると、地域役員は変わるので、同じことの繰り返しになりがち。 要は、成果を見る力が行政に必要ということ。</p> <p>➢市民意識の分析を行い、ターゲットになる年齢層等を見極め、効果的な事業のあり方を検討してほしい。市同協の中の連携・協力をたいせつにしてほしい。</p> <p>➢なお、予算上、事業の名称で内容がわかりにくい。わかりやすくする工夫をしてほしい。</p> |
|---------|---|

| | |
|---------------------------|---|
| 改善提案に対する市の考え (大きな改善方針) | <p>➢事業の性格上、反復して継続する必要があるため、基本方針は現行のままとするが、講演会等の事業についてターゲットとなる世代に応じて展開する。</p> <p>➢市民の意向を把握するため、市民意識調査を実施する。</p> <p>➢予算の体系について、予算科目の統合を行い、体系的に整理する。</p> |
|---------------------------|---|

| 具体的な対応方針 | 対応期限 (いつまでに) | 対応内容 (どうするのか) |
|----------|---|---|
| | 平成25年度 | <p>➢支部事業の検証を実施(支部との連携強化)</p> <p>➢予算科目の統合を含め、事業名称の検討を行う。</p> <p>➢市民意識調査実施の計画策定</p> |
| 平成26年度 | <p>➢支部事業の検証を実施(支部との連携強化)</p> <p>➢予算科目の統合を含め、事業名称変更</p> <p>➢無作為抽出した市民に対して、市民意識調査を実施する。</p> <p>➢意識調査の分析結果をもとに、研修会や講演会等を含めた効果的 事業について、関係機関と連携・協力し、対象世代の明確化や常に 市民が興味を持つ取組を実施するための方策の検討等を行い、次年度 からの事業計画に反映させる。</p> | |

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【7. 行政区長費】

■方向性の示唆

| 内訳 | | | |
|----|----|----|----|
| 拡充 | 改善 | 縮小 | 廃止 |
| 1 | 9 | 0 | 0 |

| | |
|---------|---|
| 改善提案の概要 | <p>➢現在、行政区長制度そのものが機能しており、必要性もあることは認識している。</p> <p>➢しかし、地域や市民に説明しやすいよう、制度上の見直しが必要。</p> <p>➢具体的には、まちづくり基本条例か行政区設置規則を改正すべき。その理由は、基本条例では、自治組織を「行政区」と読み替えているが、行政区設置規則では、「行政区」とは、市が設定した区域であり、市民にとって分かりづらい。基本条例にきちんと繋ぎ込みをして、整合性を図ってほしい。</p> <p>➢根本的な問題は、基本条例では、市と自治会を対等協力の関係と位置付けながら、一方で、自治会の代表者を行政区長(非常勤職員)に委嘱して、市の仕事をさせており、制度的に上下主従の関係になっているということ。行政区長の役割を減らし、自治会長の役割に重きを置くようシフトしていくべき。</p> |
|---------|---|

| | |
|---------------------------|--|
| 改善提案に対する市の考え (大きな改善方針) | <p>➢行政区長制度については、市政の円滑な運営を図るため、必要な制度である。</p> <p>➢関係機関などの意見を聞きながら、制度上の問題や行政区長の役割の改善等を研究し、地域や市民にとってわかりやすい制度にする。</p> |
|---------------------------|--|

| | 対応期限 (いつまでに) | 対応内容 (どうするのか) |
|--------------|-----------------|---|
| 具体的な 対応方針 | 平成26年度 | <p>【まちづくり基本条例と行政区設置規則の整合】</p> <p>➢まちづくり基本条例の「行政区」は、校区の区域内の自治組織の読み替え規定であり、行政区設置規則の「行政区」は、地理的に区域を規定するもので、同一のものを表現したものではない。</p> <p>しかしながら、双方「行政区」と規定しており、外部評価の指摘にあるように市民にとって分かりづらい状況である。</p> <p>整合性を図るためには、条例または規則を見直す方法が考えられるが、これまで慣れ親しんだ、「行政区」の名称を変えることは、理解を得ることが困難であるため、まちづくり基本条例の自治組織の読み替え規定を「行政区」とは別の文言に改正することを検討する。</p> <p>【行政区長の役割の見直し】</p> <p>➢行政区長制度は、市政の円滑な運営を図るために機能しており、必要な制度であると考えている。</p> <p>行政区長の委嘱や事務について、本市の各部署への委嘱事務調査や他自治体の制度を調査し研究する。また、委嘱事務と自治会の事務の整理も行う。</p> |
| | 平成27年度 | <p>【行政区長の役割の見直し】</p> <p>➢平成27年度以降に、研究した結果を踏まえ、行政区長をはじめ関係者の意見をじゅうぶん聞いて、本市の実情を考慮しながら、対等協力の関係となるよう、行政区長の役割を自治会長の役割に重きを置くようにシフトすることについての検討を行う。</p> |

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【8. 総合災害見舞金事業】

■方向性の示唆

| 内訳 | | | |
|----|----|----|----|
| 拡充 | 改善 | 縮小 | 廃止 |
| 0 | 7 | 2 | 1 |

| | |
|---------|--|
| 改善提案の概要 | <p>▶市は、地域に対し、自治会活動を“してもらっている”という発想があるのではないか。自分自身のための自治会活動に対し、市が見舞金を負担することがどうか、というところからスタートすべき。</p> <p>ただ、このような保険があると、何かあった場合のリスク回避(公の施設の管理責任等)につながり、自治会活動を促進しやすい。</p> <p>▶これまで、起こった事故の分析と経年変化、主催者に適用される保険の種類、他市との比較などを重ね合わせると、行政が何を、どこまで負担するか見えてくる。自治会との協議を含め、多様なメニューを検討してもらいたい。</p> |
|---------|--|

| | |
|---------------------------|---|
| 改善提案に対する市の考え (大きな改善方針) | <p>▶事故を未然に防ぐための啓発については、内容を検討し、実施する。</p> <p>▶事故原因の分析、調査を行い、見舞金単価だけでなく事故そのものを減らすための方策や見舞金の対象となる行事種類の見直し等検討したうえで、改善策を決定する。</p> |
|---------------------------|---|

| 具体的な対応方針 | 対応期限 (いつまでに) | 対応内容 (どうするのか) |
|----------|-----------------|--|
| | 平成25年度中 | ▶行政区、校区宛てに、事故を未然に防ぐための啓発文書を配布する。なお、今後とも定期的に啓発を行う。 |
| | 平成26年度末 | ▶事故件数(見舞金額)の今後の推移を見ながら、調査・分析を進め、保険会社との協議等も行い改善策を探る。 ▶見直しを行う際は、行政区等への周知期間をじゅうぶん取るよう配慮する。 |

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【9. 水産振興補助金事業】

■方向性の示唆

| 内訳 | | | |
|----|----|----|----|
| 拡充 | 改善 | 縮小 | 廃止 |
| 5 | 5 | 0 | 0 |

| | |
|---------|---|
| 改善提案の概要 | <p>➢糸島ブランドとして、水産資源は重要。そのための戦略が必要で、もっと積極的に打ち出しているのではないかと。例えば、市民から後押ししてもらうため、漁協と協力しながら“共感づくりの場(市民の放流機会の提供等)”を行ってはどうか。</p> |
|---------|---|

| | |
|---------------------------|--|
| 改善提案に対する市の考え (大きな改善方針) | <p>➢糸島漁協や関係機関と連携し、水産物や水産加工品のブランド数、魚しょく普及活動の実施回数の増加及び魚介類を食べる機会の拡充を図ることで、水産物の消費拡大を図り、漁家所得の向上に繋げる。</p> <p>➢放流事業等については、県などと連携し、事業内容や放流効果について検証し、有効な取組については助成規模を拡大し、実施する。</p> |
|---------------------------|--|

| | 対応期限 (いつまでに) | 対応内容 (どうするのか) |
|----------|-----------------|--|
| 具体的な対応方針 | 平成25年度 | <p>➢糸島市水産振興計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産物及び水産加工品のブランド商品拡大 ・魚しょく普及活動(魚の捌き方教室・料理教室)の増加 ・魚介類を食べる機会の拡大(学校給食への食材提供) |

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【10. 糸島まるごと農学校事業】

■方向性の示唆

| 内訳 | | | |
|----|----|----|----|
| 拡充 | 改善 | 縮小 | 廃止 |
| 4 | 6 | 0 | 0 |

| | |
|---------|---|
| 改善提案の概要 | <p>➢近頃では、糸島ブランドを皮膚感覚で感じられる。このチャンスを掴み、本物にしてほしい。</p> <p>➢そのためには、行政だけが進めるだけでなく、多くの人々の参画を進め、ほかのチャンネルをつくること。</p> <p>➢まだまだ、ダイナミックな展開が期待できる。楽しいものにしてほしい。 例えば、糸島に来てもらうばかりでなく、市外の店舗へ農家が出向き、消費者に話し、販売を行うことを考えてみてはどうか。糸島産を使用している市外の店に出向いて行くぐらいでもいい。 また、市内の加工施設等の施設見学があってもいい。</p> <p>➢さらに、参加者にアンケートやヒアリングをすれば、都市住民の意識も成果指標となる。</p> <p>➢ソフト事業を市直営で行うには、限界がある。ビジネスとして位置付け、農家等と連携して事業を拡充することを考えてほしい。</p> |
|---------|---|

| | |
|---------------------------|---|
| 改善提案に対する市の考え (大きな改善方針) | <p>【販売等】 ➢すでに6次産業化や販路開拓等に取り組まれている農家もあるため、今後も相談等の人的支援に努めたい。</p> <p>【アンケート】 ➢参加者を対象としたアンケート等の実施を検討したい。</p> <p>【事業拡充】 ➢農家等と連携し事業の充実、拡大を目指す。</p> |
|---------------------------|---|

| | 対応期限 (いつまでに) | 対応内容 (どうするのか) |
|----------|-----------------|---|
| 具体的な対応方針 | H25年度 | 【アンケート】 ➢参加者アンケートは、体験事業のニーズ把握等にも必要であり検討したい。 |
| | H26年度～H27年度 | 【事業拡充】 ➢農家及び地域の理解・協力を得ながら、地域主導型の事業実施を検討したい。 |